

第 1 回議会改革検討委員会要録(案)

日 時 5 月 23 日 (木) 10 時～11 時 40 分
場 所 議会委員会室
出 席 堀内、服部、辻、長岡、東、芳倉、
富木
欠 席 康村、吉川
理事者 田中副町長、池内総務部長
資 料 議会基本条例の実施状況検証シート (案)
議 題

1. 議会基本条例施行について

①議会と町長等との関連事項の取り扱いについて

○報告として、5 月 1 日 (水) に生駒市たけまるホールで議会改革フォーラム in 生駒が開催され、「議会基本条例を活かす条件」をテーマに、広瀬克哉法大教授が基調講演を行った。「議会基本条例は、あくまで手段であり、道具に過ぎない。目的ではない。議会基本条例を制定するために改革するのではなく、議会基本条例を使って議会を改革することに意義がある。道具の使い方というか、道具を使うときの心構えは、条例そのものよりも、どこまで本気で使うのか、何のために使うのか、その意思統一というか共通認識の共有が大事である」と語った。

○議題である議会基本条例は、町長等執行機関にも協力を求めて、開かれた議会運営を図り、意思決定機関としての職務を果たして行くことを目的としている。従って、町長等との関連する事項についても、十分な意見交換を図り、出来ることから確実に適切かつ円滑に運用して行くことが求められる。理事者の出席は説明員としてではなく、議会基本条例の運用をとともに考え、一緒に議論するために出席を依頼した。

○議会と町長等との関連事項は、次の通りである。

①第 7 条 (議員と町長等執行機関の関係)

- (1) 一問一答
- (2) 条件付き反問権
- (3) 文書照会と回答
- (4) 口利きの文書化

②第 8 条 (議会審議における論点情報の形成) 第 1 項

- (1) 政策背景
- (2) 経緯
- (3) 比較検討
- (4) 住民参加
- (5) 総合計画
- (6) 財源措置
- (7) 費用対効果

③第 9 条 (予算及び決算における政策説明)

予算及び決算は議会審議における資料と説明

④第 11 条 (委員会の活動) 第 2 項

委員長報告における委員長の依頼による補足説明

○第7条（議員と町長等執行機関の関係）

・条件付き反問権については、これまでも質問事項の確認に使われているが、今後も必要な場合に活用して行きたい。町長が議会に出席する場合は原則として説明のためであり、反問権を設けることにより、質問の質向上と論点の明確化で説明がより効果的になる。

・今回の条例制定は議会が中心となって制定されたものであり、具体的な内容を議会から意思表示を頂き、それに理事者が応えて行く形が望ましい。口利きの文書化については大変難しいテーマであり、議会から具体的な意思表示を受け、それを基に理事者において対応させて頂いてはどうか。個人の利害関係の口利きなのか、団体の利害関係の要望なのか、住民要望なのか、この辺の線引きについては大変難しい。議会の方で色々検討されて方向性を出して頂ければ、検討させて頂く。

・口利きの文書化については、議会としてももう少し具体的な基準づくりを進めて、町に要請してもよいのではないかと。議会としても具体的なケースについて検討し、町に対して提案することも必要であり、要請する側とそれを受ける側と双方関わる話であるので理事者ともすり合わせをして行ってはどうか。

・この条例は既に施行されており、条例の内容で進んで行き、問題があるときに検討して行くのが筋である。反問権においても同様である。情報量においては、予算・決算と圧倒的に理事者が有位であり、理事者から動くべきである。口利きについては、全てを記録に取るのが原則であり、町長から部課長に至るまで具体的に記録すべきであり、情報公開の対象にもなる。これまで記録が残されていないために、事実関係が解明出来ない事例が多くあった。

・基本的には前の指摘の通りである。ただ具体的な線引きについては、奈良県内の市町村ではどこにも無い状態である。議会で検討され、提案して頂ければ町として検討する。他の項目についても同様である。

・第7条は条例の義務規定となっているが、制定段階からかなり難しいテーマであると認識されており、今後議会でも検討し理事者とすり合わせしながら協議を進めて行くことが必要である。町においても事務手続きや扱いに関する要綱等を検討し、素案を作ったうえで議会と協議を進める。議会においても議員によって受け止め方や意見の違いもあり、今後も議論を深めて行くこととする。

○第8条（議会審議における論点情報の形成）第1項

・この条項については、これまでの議会審議において部分的には取り入れられているが、全体としての目的意識を持った取り組みはむしろこれからである。特に財源措置や費用対効果については、従来の議会審議において不十分であり、上牧町の財政運営に大きな課題を残したことは否定出来ない。今後具体的な議案審議のなかで、取り組みを進めて行くことが必要である。

・政策に関わる重要な施策等の説明であるが、理事者として十分選別し出来るだけ具体的な説明に努める。町長の基本姿勢として議会との情報共有を重要視し、出来るだけ説明をすることに変わりはない。

・情報共有が大切であり、議員から聞かれなければ理事者からは進んで説明しないという対応は許されない。求められなくても全てにおいて、誠心誠意説明することが必要となる。

・部課長においても議会答弁が不十分なケースが散見されるが、町において十分な指導を求める。条文では「政策等について、町長等に対して求めるものとする」と規定しており、議会側の義務規定ともなっている。

・総合計画との整合性について、これまでの上牧町総合計画は夢を語ることに主眼があったが、地方自治法の定めによる本来の総合計画でなければならない。

○第9条（予算及び決算における政策説明）

・予算及び決算の重要性に鑑みて、第8条の規定に準じ分かりやすい政策説明のための資料を求めるものとする。

・周南市の分かりやすい予算書も参考にしながら、上牧町に見合った予算説明書を検討している。

・分かりやすい予算書については、前年度の当委員会のテーマとして、予算書の見直しと説明するための予算書が上げられており、引き続いて検討して行く。

○第11条（委員会の活動）第2項

・「委員長は、…委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行うよう努める」とあるが、質疑に対する答弁において、細部にわたる部分については、これまでと同様に、委員長の指名を受けて町長等が答弁することで対応する。

・4月26日の全員協議会で決められた委員長報告運用指針に基づき、6月議会から実施することが確認された。

2. 議会基本条例の実施状況検証シート（案）について

・別紙資料に基づき検討した結果、原案の通り決定した。

3. 議会インターネット中継について

・議会インターネット中継については、議会としての検討に必要な材料収集の段階である。

4月30日に見積書（4種類）が提出されており、5月29日に業者に来て頂き、見積もり内容について説明を受ける。

・平群町議会インターネット中継の現状について、5月21日に正・副議長、議会改革検討委員会正・副委員長、事務局2名で先方を訪問し、取り組み状況について情報収集を行った。

・インターネット中継については、出来るだけ全議員が参加し検討することが望ましいとの意見があった。

4. その他

・議会報告会の開催については、引き続き検討する。

・第2回議会改革検討委員会は、6月20日（木）午前10時に開催する。

以上